

野分吹く明石の町

——源氏物語における家司をめぐって——

竹内正彦

一、「野分」巻の明石の町

「野分」は、夕霧の恋情のうちを吹く——。かつて小林秀雄は源氏物語の「野分」巻をこのように評した。この批評は、平家物語との比較においてなされたものであるが、小林は次のように続ける。「それが「平家」になると、「野分」は、はつきりと京中を吹き抜ける「綱」となるところが、気持ちが良い。心理の枠は外されて了ふ。社会の枠さへとれて了ふ。合戦は自然と直かにからみ合つて行はれる。「野分」巻において、夕霧は風に乗じて紫上を垣間見し、その美貌に惑乱する。六条院を吹き抜ける野分の轟きは、紫上への恋情にひとり懊悩する夕霧の心情と響き合い、高められている。源氏物語の自然描写は作中人物の心理と綿密な関係をもつて描かれているのであるが、小林の指摘するように、この野分もまたそのひとつなのであった。

しかしながら、野分が吹き荒らしたのは夕霧の恋情ばかりではない。源氏三六歳の八月、例年になく激しい野分は、六条院を吹き荒らし、秋好中宮の御前の庭に植えられた前栽をなぎ倒し、紫上の居所の御簾をもこともなげに吹き上げた。とくに北東からの暴風は、花散里の町に吹きつけ、六条院内の建物のいくつかを倒壊せしめたという。この時の野分はまさに六条院を吹き荒らし、多大な被害をもたらしつつ去っていったのである。

その野分の翌日、源氏は女君たちの居所をめぐり、それぞれに見舞いの言葉をかけていくのであるが、そのなかのひとつに明石君が居住する明石の町があった。

こなたより、やがて北に通りにて、明石の御方を見やりたまへば、はかばかしき家司だつ人なども見えず、馴れたる下仕どもぞ、草の中にまじりて歩く。童べなど、をかしき相姿うちとけて、心とどめとりわき植ゑたまふ龍胆朝顔の這ひまじれる籬も、みな散り乱れたるを、とかくひき出で尋ぬるなるべし。ものあはれにおぼえけるままに、箏の琴をかきまさぐりつつ、端近うゐたまへるに、御前駆追ふ声のしければ、うちとけなえはめる姿に、小桂ひきおとして、けちめ見せたる、いといたし。端の方に突いたまひて、風の騒ぎばかりをとぶらひたまひて、つれなく立ち帰りましたまふ。心やましげなり。

おほかたに萩の葉すぐる風の音もうき身ひとつにしむ心ちしてと独りごちけり。

「野分」三―二六八―九頁

秋好中宮を見舞つた後に訪れた明石の町では「はかばかしき家司だつ人なども見えず」、物慣れた下仕えの女房たちが草むらに入つて動きまわり、女童たちが風によつて飛ばされた籬を探し出していった。とくにその籬は、明石君が「心とどめとりわき植ゑたまふ龍胆朝顔の這ひまじれる」ものであり、明石君はその荒涼たる庭を目の当たりにして「ものあはれに」思い、端近で箏の琴をつま弾いていた。「愛児を手放し、

源氏の訪れも稀な明石の君は、野分に荒された秋草に我が姿をみて、寂寥の感をつのらせる」のであり、野分の見舞いを形ばかり述べて立ち去る光源氏に対して、明石君は「心やましげ」に思い、歌を独詠するのであった。「自然の情景すなわち人々の表象である」と評されるように、この場面においても、野分に荒らされた庭の情景は、明石君という作中人物の心情と密接に絡み合わせられながら描出されている。

この日吹いた野分は確かに夕霧の心を吹き荒らしたのであったが、明石の町に吹いた野分もまた、明石君が丹精を込めて植えた龍胆や朝顔がからみついた籬を吹き散らし、この町にも生々しい爪痕を残していったのである。しかも、この明石の町には、その傷痕を本来修復すべき「はかばかしき家司だつ人なども見えず」と語られていた。諸注釈は、明石の町に家司が存在していないのではなく、この場面に姿が見えないだけだと指摘するが、はたしてそれはどのようなとらえられるものなのだろうか。「はかばかしき家司だつ人なども見えず」という表現が、明石の町の寂寥を示す、ひとつの要因になっていることを思えば、このように描出される意義は看過できないものと思われる。

源氏物語における自然と心象の密接な関わりは、確かに言われている通りであろう。しかし、自然の暴威は人々のさまざまな姿を顕現させる。「はかばかしき家司だつ人なども見えず」という表現に着目しつつ、野分の風が暴き出す、六条院における明石君の有り様を見つめてみたい。

二、うごめく家司たち

そもそも家司とは、「家令職員令」において「家令」と呼ばれる官吏のことをいい、一品条では次のように規定されている。

親王へ内親王も此に准へよ。但し文学は此の例に在らず。一品文学一人。へ掌らむこと、経を執りて講授せむこと。以下此に准へ

よ。家令一人。へ掌らむこと、家の事惣べ知らむこと。余の家令此に准へよ。扶一人。へ掌らむこと家令に同じ。余の扶此に准へよ。大従一人。へ掌らむこと、家の事檢校せむこと。余の従此に准へよ。少従一人。へ掌らむこと大従に同じ。大書吏一人。へ掌らむこと、文案を勘署せむこと。余の書吏此に准へよ。少書吏一人。へ掌らむこと大書吏に同じ。

「家司職員令」岩波日本思想大系『律令』・二〇七頁親王には、「経を執りて講授せむこと」を役割とした「文学」と、「家の事惣べ知らむこと」を役掌としていた「家令」以下の四等官の官吏が公的に設置されていた。また、「内親王も此に准へよ。但し文学は此の例に在らず」とあり、「文学」以外には内親王家にも設置されていたことがわかる。そして、「家令」については、職事従三位以上の場合でも同様の記述があることから、「家令職員令」における「家令」は、親王・内親王家や摂関・大臣などの権勢家の庶務をつかさどる職員であったと考えることができる。

ところが、八世紀に入ると、こうした律令の規定は崩れ、令外の家政職員があらわれてくる。たとえば、『続日本紀』養老三年（七一九）一二月七日の記事には「五位已上の家に、事業・防閑・仗身を補することはより始まる」（岩波新大系）とあり、五位以上に「事業・防閑・仗身」が補せられるようになった。これらは公的な家政職員であり、「宅司」とも呼ばれるが、『日本後紀』延暦二三年（八〇四）九月二三日の記事には無品親王家に「別當」が置かれたことが記載されており（新訂増補国史大系）、他に「知家事・知宅事」などが令外の家政職員として現れてくるなど、家政組織は変容していく。たとえば、平城京の長屋王とその正室吉備内親王の邸宅址から出土した木簡によれば、家政の中枢機関である「長屋王家令所」「務所」「政所」等のほか、帳内管理では「帳内所」、衣食住関係では「主殿司」「大炊司」「膳司」「菜司」「酒司」「縫殿」「染司」等、生産関係では「工司」「御鞍所」「鋳物所」等、庭園関係では「嶋造司」、写経絵画関係では「書法所」、宗教

関係では「仏造司」「齋会司」等、医業関係では「薬師処」等、動物の管理では「馬司」「犬司」「鶴司」等、種々様々な家政機関の名を認めることができ、うつほ物語における神奈備種松邸の様子と共通する様相を呈していたという。¹⁰

撰関時代の家司制度も、基本的には令制を引き継ぐものの、より分化、複雑化の傾向を強めていく。家政機関の中心であり、家政全般に関与した「政所」には多数の中下級官人が出入し、様々な雑事に従事するようになり、令制における家令の四等官のほかに、別当、執事、年預、番長、案主、出納、舍人、雑色、居飼などの職員が現れ、時代は下るが『拾介抄』にも「政所」のほかに「文殿」「蔵人所」「侍所」「御厩」「御随人所」「御服所」「進物所」「膳部」などの家政機関の名称がみえる（新訂増補故実叢書）ように、様々な家政機関が認められる。家司たちの具体的な職務は、たとえば本主や家子の世話役から、本主の名代としての病氣見舞、弔問、出家労問、焼亡見舞、さらには家下女の口論や家触穢のことについての他家への使いなど、細々とした日常の家内雑事をはじめ他家との連絡にも立ち働いていたのであった。¹²

こうした家政機関の増大とその組織の複雑化は、もともと官吏であった家司たちの私属的な性格が強まることとともに権勢家に私設の家政機関が増大したによる。藤木邦彦氏によれば、そもそも令制における家令の任補は式部省に申請された後に太政官に上申されるものであったものの、権勢家が任意の人物を選ぶことが出来たためにその任用は権勢家の意向が生かされるものであり、権勢家と家司との関係はその当初から公私混濁的な傾向が著しいものであったが、権勢家のそれには私設のものが増大し、令制のものと合併混濁していくようになり、とくに本官を持ちながら別にその職に当る「別当」には太政官を正官とした有力な人物が用いられ、そのなかには主家との私的関係によって、家司等の補任や叙爵をつかさどり、家政の決定権を掌中に握って従来の長官たる家令の上位に立つものも出るようになったという。¹³

村井康彦氏は「別当の多数の出現は、中下級官人が特定権門と私的な関係をもつ傾向が一般化したことを物語るものにほかならない」とさし、別当に四、五位の受領が多数任じられていることに注目されるが、こうした「特定権門と私的な関係をもつ」中下級官人たちは、権勢家との結びつきを持つことによってその威勢の恩恵を獲得しようとしていたのであった。とくに撰関時代の家司に受領が多数含まれていたことは、受領たちが経済的奉仕者として撰関家の家司となっていたことを示す。佐藤堅一氏は、道長時代の家司は「受領層家司」が大半であり、それらのものは全盛期にある撰関家へ接近することによってその身分確保や上昇を望み、撰関家はそこから多大な財力を受けていたことを指摘されるが、「受領層家司」たちは受領という立場を利用して家領の獲得をはかってそれを多く撰関家に寄進したのに対して、撰関家はそれらのものを家司として抱え込むことによって物質的奉仕を受けるかわりに政治的庇護を与えるといった構造が成り立っていたのであった。¹⁶ また、家司が仕えるのは一人の本主とは限らず、たとえばひとりの人物が関白家の家司であるとともに別の大名家の家人であるうえに他の公卿の家政にも携わっているというような複合的な形をとっており、権勢家をめぐって家司たちは複雑に存在していたのであった。家司たちの立場からすれば、どの主人に仕えるかが自身の生活の浮沈にかかわる大きな問題となる。逆に言えば、家司のあり方が、そのまま主家の盛衰を示すことにもなる。家司たちが多数参集して奉仕する家がすなわち権勢家であり、家司たちの足が遠退いて閑散としている家がすなわち零落している家なのである。

源氏物語における家司については、薫の「家司」であることが明示される仲信（「浮舟」六一—〇七頁）などもあるが、その実態は必ずしも明確になるとはいえない。たとえば、「親しく仕うまつる人」である紀伊守（「帚木」一一—一六八頁）や、「親しき家人」と呼ばれる小君（「閑屋」一一—三五—一頁）は、家司と家人との区別が困難であることもあり、源氏との関係をとらえにくい。¹⁹ また、主家に対する経済的奉仕という

ことでは明石入道が念頭に浮かぶが、彼は明石の地に留まり続けるのであって源氏家に仕える「受領層家司」ではなく、むしろそのようにはなっていないことこそが源氏物語における独自の造型の方法であったといえる。

しかしながら、源氏物語において「家司」と呼ばれる、いわば名もなき家司たちは、歴史上のそれと同様、それぞれの家の盛衰によってうごめいている。桐壺院崩御後、朱雀院側に権勢が移った折の除目のころの源氏邸の様子は、「親しき家司どもばかり」が「ことに急ぐ事なげにて」うろついていた（「賢木」二一九三頁）のであったし、荒涼とした八の宮邸の様子は「家司などもむねむねしき人もなかりければ」（「橋姫」五一―一二頁）と語られる。八宮邸は親王家であるから、規定によって家司が定められているはずであるが、その家司のなかに「むねむねしき人」が不在であるというのである。家司にとつてみれば、奉仕してもその見返りが期待できない場所には参集する価値がないということなのであろう。そうした語られ方とは逆に、匂宮邸の様子は、「さま容貌も人のほどもこよなく見ゆる五位四位ども」がひざまづき、「家司どもなど」が「あたりあたりの事ども」を匂宮に言上している」と語られる（「東屋」六一―三六頁）。中将君の視線を通して垣間見られたこの姿は、権勢家の主人のそれであらう。中将君は、その威勢に対して賛嘆するばかりであった。名もなき家司の流れは、まさに時勢の流れなのであった。

須磨に流謫した光源氏の家司は良清が代行することとなる。

近き所どころの御庄の司召して、さるべき事どもなど、良清朝臣、親しき家司にて、仰せ行ふもあはれなり。時の間に、いと見どころありてしなさせたまふ。 「須磨」二一―七九頁

須磨の住まいを整えるために、ほど近い「御庄の司」を召し、良清が「親しき家司にて」取りしきる。柳井滋氏は「良清が親しき家司であることを言っているのではなく、本来家司でない良清が、須磨流謫という非常事態にあつて、家司でないのに、家司の役目を勤めているこ

とを言っているものであり、それが「あはれなり」なのであろう」と指摘されるが、須磨流謫中に花散里の邸の修繕を家司に命じている（「須磨」二一―八八頁）ことからしても、この時の源氏の本来の家司は都にあり、須磨には存在しなかったと思われる。本主の他国への赴任や移住にも家司が随従することがあったことを思えば、家司さえも伴わずに須磨に下向した光源氏の姿は、貴族世界から放たれ、政治的社会的なすべてを棄ててさすらうもののものであったのである。

源氏物語における「家司」たちのうごめきは、そのものたちが仕える主人たちの有り様を如実に示すものであった。そうであるならば、「野分」巻において明石の町に「はかばかしき家司だつ人も見えず」と語られる、その意義はどのようなものか。女君と家司とのかかわりについて考えてみたい。

三、女君たちと家司

平安時代における女性と家司のかかわりについては、服藤早苗氏に詳しい。²³氏によれば、九世紀初頭までは女性の公的な家には男性貴族と対等に近い家政機関が確められるが、九世紀後半になると男性貴族の家政機関が膨大になるのに対して女性の家政機関は内親王や天皇のキサキたちのみ設置されるようになり、三位以上の位階を持つ女官にも公的な家は設置されなくなつて、摂関家や大臣家の女性たちに小規模な政所が夫や父によつて設置されるようになるという。内親王及び五位以上の男女官人に家司（家令・宅司等）が設置されることは、先の「家令職員令」や養老年間の規定に見たとおりであり、それが実態として機能していたことは長屋王・吉備内親王宅の木簡などに確認することができた。ところが、服藤氏はそうした女性の家政機関の変質を指摘される。すなわち、内親王である天皇の姉妹や女子、女御・更衣などの天皇のキサキたち、内侍・乳母・女蔵人・女史・采女・内

教坊などの出仕している女性以外にも、大臣の妻や後の母等にも叙位が行われ、女性が夫や娘などの家族との関係で叙位されるようになって、家族の身分に応じての役割や地位が社会的に認定されるようになると、位を持つ女官の家政機関もかつてのように置かれず、女御や内親王などの公的存在の場合のみに限定されるようになっていくとされるのである。

源氏物語においても内親王は独自の家政機関を持っていたと考えられる。たとえば、女三宮の降嫁にあたって、大納言は女三宮の「家司を望む」といった表現で婉曲的に結婚を望んだといひ、「若菜上」四―二九頁・五五頁）、落葉宮に夕霧が通うことになった折、「かくおぼえぬやむごとなき客人のおはすると聞きて、もと勤めざりける家司などうちつけに参りて、政所などいふ方にさぶらひて営みけり」（「夕霧」四―四六七頁）とあって、それ以前は熱心ではなかった家司たちが、夕霧という「客人」が通うようになったとの噂によって「政所」に詰めかけるようになったという。この家司は朱雀院の更衣であった母一条御息所に設置されていた可能性もあるが、一条宮には確かに家司は存在していたのである。そして、夕霧という男主人の登場によって、大和守を頂点に「女所」であった一条宮の家政機関が再編されていく。内親王家に仕える家司とはいえ、やはり家司たちの動向は男主人の威勢によるのであった。そこには令制の規定だけでは束縛しきれない人の心のありようがきびしく描き込まれているのである。

また、源氏物語の場合、光源氏をめぐる女性たちのなかには、女官でなくとも家司が設置されている例を見ることができ。

光源氏は二条院に迎えた若紫に独自の「政所・家司」を設置する。

政所家司などをはじめ、ことにわかちて、心もとなからず仕うまつらせたまふ。惟光よりほかの人は、おぼつかなくのみ思ひきこえたり。かの父宮も、え知りきこえたまはざりけり。

「紅葉賀」一―三八九頁

光源氏は、自身の家政機関を「ことにわかちて」、若紫に与える。物語

は、その動機を「ただほかなりける御むすめを迎へたまへらむやうにぞ思したる」ためであるとすると、「政所・家司」を別においたことは、「姫君が源氏の召人のような存在でなく、邸内での地位が非常に高いことを意味する」のであり、略奪するように二条院に移した若紫に社会的な地位を付与する意図もあったのであろう。『栄花物語』巻第八には、藤原道長が「御心ざしいとまめやかに思ひきこえたまふ」為光の四の君に対して「家司などもみな定め、まことしうもてなしきこえたま」うたという記事を載せる（新編全集一―四五六頁）が、この処置も同様に考えることができよう。ただし、『大鏡』によれば、高明の娘明子を詮子が迎えた折に「女房・侍・家司・下人まで別にあかちあてさせたまひて」、「姫宮」（内親王）のように世話をしたという（新編全集・三〇二頁）が、家司などを「別にあかちあて」るのは、その待遇の高さを示すものではあるものの、独自の家政機関を創設したのではないことには注意すべきである。²⁶ 同じように、独自の家政機関を持たず、源氏のそれを「ことにわかちて」与えられる若紫はこの時点においては正妻として迎えられるわけではないのである。紫上が二条院の女主人としての地歩を固めることになるのは、葵上が逝去し、光源氏との新枕を経た後のことであり、光源氏は、須磨退去にあたり自身の家政機関及びその全財産を紫上にゆだねるのであった。

さぶらふ人々よりはじめ、よろづのこと、みな西の対に聞こえわたしたまふ。領じたまふ御庄、御牧よりはじめて、さるべき所どころの券など、みな奉りおきたまふ。それよりほかの御倉町、納殿などいふことまで、少納言をはかばかしきものに見おきたまへれば、親しき家司ども具して、知ろしめすべきさまものたまひ預く。

「須磨」二―一六八頁

女房たち、荘園や牧場、地券、御倉町や納所、そして家司たちまでも紫上に委託された。もちろんそれは財産の移譲ではなく委託であったわけだが、二条院の女主人としてはばかりではなく、光源氏家そのものを管理するものとして紫上はあり、そしてその役目を彼女は見事に果

たしていくのであった。林田孝和氏が指摘されるように、「紫上の妻の座はこの「須磨」の巻で確立した」といつてよからう。

ただし、光源氏が女君に家司を設置したのは、紫上ばかりではない。光源氏は、すでに須磨流謫中に花散里の邸の修繕を家司に命じていた（「須磨」二一八八頁）が、二条東院の完成とともに花散里をそこに移住させた源氏は、「西の対、渡殿などかけて、政所家司など、あるべきさまにしおかせたまふ」（「松風」二一三八七頁）のであった。光源氏はこの花散里を紫上に劣らず扱ったために「同じごと、人参り仕うまつりて、別当どもも事怠らず、なかなか乱れたるところなくめやすき御ありさまなり」（「薄雲」二一四二八頁）と語られ、源氏の威勢によつて二条東院の家政が滞りなく執行されていたことを伺わせる。また、荒れ果てていた末摘花邸が光源氏の庇護下に入ると、「ことなるおほえなき下家司の、ことに仕へまほしき」が「追従し仕うまつる」（「蓬生」二一三四四頁）ようになり、上京した玉鬘に対しては「こなたの家司ども定め、あるべきことども、おきてさせたまふ。豊後介もなりぬ」（「玉鬘」三一二七頁）とあつて、豊後介が玉鬘の家司に任じられている。

そして、明石から大堰へと移住した折、明石君にも家司が任命されている。

繕ふべき所、所の預り、いま加へたる家司などに仰せらる。桂の院に渡りたまふべしとありければ、近き御庄の人々、参り集まりたりけるも、みな尋ね参りたり。前裁どもの折れ臥したるなど繕はせたまふ。

「松風」二一四〇一頁

大堰の山荘の様子。光源氏はその山荘の修繕を「所の預り、いま加へたる家司など」に命令し、「近き近き御庄の人々」も参集して「前裁どもの折れ臥したるなど」の修繕を請け負っている。こうした様子には明石一族の鄙性が顕現していると考えられるのではあるが、これ以前は源氏付きの「親しき家司」に宴席の準備をさせていた（「松風」二一三九七頁）ことを思えば、明石君担当の家司が源氏によつて設置された

ということであり、大堰山荘に入った明石君を召人格とは一線を画する意図があつたのであろう。家司の設置は、女君に対する光源氏の情愛の深さを示すとともに、女君に社会的地位を与えるものであつたのである。

このように、六条院創設以前、そこに入ることになる女君たち、二条院の紫上、二条東院の花散里、大堰山荘の明石君にはそれぞれ家司の存在が確認できる。これらの邸の家司たちがそのまま六条院にも継承されたのかは即断できないが、六条院において玉鬘に家司が任命されていることを考えれば、六条院の各町にも家政機関が置かれていたと考えるのが穏当であると思われる。しかしながら、「若菜上」巻における紫上による薬師仏供養の精進落しの祝宴は、紫上が「わが御わたくしの殿と思す二条院」において行われ、「北の政所の別当ども」が衆人たちに禄を与えている（「若菜上」四一八六〜八八頁）ように、六条院のそれとは別にそれぞれの邸宅の家政機関はそのまま残されており、女君たちが独自の家政・財産を保持していたことをうかがわせる。思えば、六条院とは四季の彩りのなかに女君たちを配置し支配する、へいろごのみ」の王者の邸宅であつた。そこは、たとえば「玉鬘」巻の衣配りにみられるように、女君たちの個性を認めつつ秩序化していくといつた、光源氏によつて創られた秩序維持装置が働く場所であつた。³¹ 紫上がそうした六条院を抜け出して二条院において饗宴を行ったのはその装置からの離脱を意味しているようだが、六条院に身を置く限り、女君たちは源氏によつて仕組まれたその秩序維持装置のなかに生きるしかないのであつた。

六条院の各町に家司が配置されるとすれば、それはこの秩序を保持するべく、源氏から任命されたものであろう。服藤早苗氏が指摘されるように、摂関家の妻におかれた家政機関は男性貴族のそれに比して職員数は少なく、しかも家司の任命権は夫にあり、そのほとんどが夫の家司の兼任であるように、妻の独自の財産は認めながらもその管理運営権は夫に委ねられていた。³² 妻たちの家司に任命されたものた

ちの実質的な主人は男主人であったのである。したがって、六条院において任命された家司たちも、玉鬘の家司に任命された豊後介のように、六条院を闊歩することを「面目」と思い、任命権者である源氏の「御おきて」を「かなじけなし」と思うのである（「玉鬘」三一—二七頁）。明石の町に設置されていたであろう「はかばかしき家司だつ人」もまた、こうした源氏に任命され、女君たちに仕えながらも源氏を主人と考えるものたちにほかなるまい。源氏に任命された家司は、二条東院の別当たちのように常に源氏の顔色をうかがっている。家司たちは源氏の女君への愛情の度合を測っているのである。そうであるならば、明石の町に家司が見えないということはどのようなことをさしめずのであろうか。

四、野分吹く六条院

激しい野分が吹き始めた時、源氏の前にか家司たちが参上してその状況を報告する。「いとかめしう吹きぬべき風にはべり。良の方より吹きはべれば、この御前はのどけきなり。馬場殿、南の釣殿などは、あやふげになむ」（「野分」三一—二五九頁）。北東からの風であるからこの春の町の御前は穏やかだが、馬場殿や南の釣殿が危なそうだ——。家司たちはそのように口にしながら春の町の防風作業を行った。その予測通り、この日の野分は激しく吹き荒れ、六条院でも「離れたる屋ども倒れ」るなどの被害を出したという。三条宮に伺候していた夕霧もその報告を聞くや、「風の吹き舞ふほど、広くそこら高き心地する院に、人々、おはします殿のあたりにこそ繁けれ、東の町などは、人少なに思されつらむ」と驚いて花散里の町に急ぎ参上して、ひとり怯えていた花散里を「とかく聞こえ慰めて、人召して所どころ繕はずべきよしなど言ひおき」、おそらく家司であろう「人」を召して邸の修繕を命じるのであった（「野分」三一—二六二頁）。

夕霧の推測とその処置は、きわめて適切かつ機敏であり、実務に長じた、その人柄を感じさせるものであるが、それにしても、花散里の町に本来近仕すべき家司たちは夕霧の召しがあるまでどこにいたのであろうか。このことについて、『岷江入楚』の「常ノ御所一ヲ各大事トベ家司以下アツマリツレハ自余ノ殿舎ハ人すくななるの心也」（源氏物語古注集成・おうふう）という解釈は注目すべきであろう。家司たちは「常ノ御所」である春の町に集結し、源氏と紫上の存する屋敷を警護しており、「自余ノ殿舎」のひとつである花散里の町は人少なであったというのである。彼らは前日にも「馬場殿、南の釣殿などは、あやふげになむ」と花散里の「馬場殿」を心配しながらも春の町の防風作業をしていたことを思えば、彼らにとつてまず優先すべきは六条院の主人である光源氏の「常ノ御所」であったのである。花散里に仕える家司とはいえ、こうした非常な事態においては、自身の任命権者であり、実質的な主人である光源氏こそが守護すべき存在であり、花散里は激しい風の音にふるえているしかなかったのである。

多くの家司たちに守られた春の御殿で光源氏は紫上とともに一夜を過ごす。前日の予測とは異なり、風の被害は春の町にもあったようであり、木々や草むらが倒れ伏すのはもちろんのこと、屋根の檜皮や瓦、あるいは立部や透垣なども散乱するほどであったが、そうした状況下においても、光源氏は「まだ御格子も参らず」、寝室のなかで紫上とともに身を横たえていたのであった（「野分」四—二六二頁）。六条院の各町が野分によって荒らされ、離れの建物などのいくつかが倒壊したというこの現況においても、格子も上げずに女君と寝室に泰然として籠もっている光源氏の姿は、やはり王者ともいえるべき度量の大きさを示しているともとらえられようが、この時の光源氏における「自余ノ殿舎」への処置はあまりにも希薄であったといわざるをえない。秋好中宮の町に夕霧を派遣したのは野分の翌日のことであった。

「いとおどろおどろしかりつる風に、中宮に、はかばかしき宮司などさぶらひつらむや」とて、この君して御消息聞こえたまふ。

「夜の風の音は、いかが聞こしめしつらむ。吹き乱りはべりにしに、おこりあひはべりて、いとたへがたき。ためらひはべるほどになむ」と聞こえたまふ。(「野分」三二六五頁)

中宮には中宮職の官人である「宮司」が伺候するはずなので、とりたてて光源氏が家司を派遣して秋の町を守らせる必要もなかったであろうし、「はかばかしき宮司などさぶらひつらむや」という言葉も、昨夜の宮司の存否の実際を心配しているというよりは、昨夜見舞に行かなかったことの言い訳を述べているのであろうが、「おこりあひはべりて、いとたへがたき」と言つて風邪を口実に訪れないことを詫げる言葉に対する中宮の返事は「荒き風もふせがせたまふべくやと、若々しく心細くおぼえはべりつる」というものであつた(「野分」四二六六七頁)。この中宮の返事は、『孟津抄』が「源の中宮へわたらせ給てふせかせ玉ふやおほしたれとさもなきをかこち給やうなれといまなむ夕霧を御使にて懇に申されたれはそれになくさみ侍との玉ふ也(源氏物語古注集成・おうふう)」と指摘するように、源氏に対して「かこち給うものであつた。確かに、中宮の秋の町は「霧のまよひは、いと艶にぞ見えける」(「野分」四二六六頁)と語られ、「艶に」さえ見える様子からして、切迫した危機があつたとは思えないが、中宮の言葉は源氏の対処への不満をにじませている。だからこそ、源氏は、「あやしくあえかにおはする宮なり」としながらも「女どちは、もの恐ろしく思しぬべかりつる夜のさまなれば、げにおろかなりとも思いつらむ」(「野分」三二二六七頁)と言つて中宮の居所に出掛けていかざるをえなくなるのである。

こうした光源氏のあり方は、六条院に君臨する、へいろこのみの王者としてのそれであろうか。むしろそこには「荒き風もふせがせたまふ」ことができなかった光源氏、「女どちは、もの恐ろしく思しぬべかりつる夜」であつたのにもかかわらずその不安から守ることのできなかつた光源氏の姿を看取することができよう。もちろん、暴風雨のなかを駆けずりまわるのが王者の姿だとは思えない。しかしながら、風

のなかで怯えふるえる女君たちを放置しているのもまた、王者の姿ではないだろう。嵐の夜、光源氏は多くの家司たちに守られていた。しかし「自余ノ殿舎」の女君たちは心細い一夜を過ごさねばならなかつたのである。六条院を吹き荒らした野分は、六条院の秩序をも吹き揺さぶるものであつたのである。

風とともに六条院に訪れた夕霧は、その風によってあいた六条院の間隙からそのなかの紫上をのぞき込むことになる。その時、紫上を隔つべき「御屏風」は「風のいたく吹きければ、押したたみ寄せ」られていた。夕霧は「見通しあらはなる廂の御座にのみたまへる」紫上をのぞき込み、「春の曙の霞の間より、おもしろき榊桜の咲き乱れたるを見る心地」を胸に抱くのであつた(「野分」三二二五六七頁)。この夕霧の視線に義母への犯しと向かう情念が込められているのを指摘されたのは伊藤博氏である。氏は夕霧の視線を「光源氏的世界に対して、ある反乱的座標をすら抱え込んだ存在」ととらえ、「ここでは光源氏は、かつての禁制に挑む者の位置からこれを守る者へと立場を逆転させ、夕霧の眼から紫上の姿をささげべく、実に周到細心な「標」を張りめぐらす秩序の管理者である」と述べられる。もちろん、義母への犯しそれ自体は物語のおいては可能態として沈められていくのであるが、「野分」巻における夕霧の視線は、六条院の間隙から分け入り、その世界を瓦解させる可能性をも含み持つものであつたのである。

実態的な視点からみても、光源氏が「御格子おろしてよ。男どもあるらむを、あらはにもこそあれ」(「野分」三二二五八頁)という指示をしたのは、垣間見以後のことであり、そして再び格子があげられるのは、野分の翌日であつた。光源氏は、野分吹くひと夜、あたかも「反乱的座標」を遮断しているかのようになり、格子をとぎしたこの春の町に紫上とともにひき籠もる。まさに紫上を守る「秩序の管理者」としての光源氏がそこにはいる。だが、そうした行為こそが六条院における他の女君に対する配慮の欠如をもたらすものであり、六条院全体の秩序の間隙を顕現させるものであつた。紫上を垣間見た夕霧は、これま

ではこうしたことはなかったと思ひ、「風こそげに巖も吹き上げつべきものなりけれ」との感慨にふける（『野分』三二―二五八頁）。この日、六条院に吹いた野分は巖である六条院をも吹き上げるものであったのである。

明石の町も、春の町に比すれば、やはり「自余ノ殿舎」のひとつであつた。明石の町の「はかばかしき家司だつ人も見えず」という表現も、花散里の町と同様の状況を示しているのとらえてよいだろう。源氏を頂点とする六条院の家司集団は、それぞれの女君たちに仕えているといつても、六条院全体に被害が及んだこの状況においては、優先すべき「常ノ御所」に参集するのであり、明石の町のおもだつた家司たちもそちらに参上してたと考えられるのである。確かに明石君がその自身の身分を顧慮してあえて家司の姿を見せなかつた可能性も一概に否定はできない。けれども、むしろそうであるならば、こうした折にさえ家司を使えない明石君のあり方、あるいはそれに気づきながらも家司に指示しない源氏のあり方こそが問われるべきであろう。「はかばかしき家司だつ人も見えず」という表現は、そのまま六条院における明石君のあり方を照らし出す。野分吹く明石の町で、彼女は何を思っていたのであろうか。

五、野分のなかの明石君

野分の翌日、源氏は夕霧を伴つて秋好中宮の町から明石の町へと巡る。「こなたより、やがて北に通りて、明石の御方を見やりたまへば」とあるように、「こなた」である中宮の御殿から北に抜けて、「明石の御方を見やりたまへば」うたのであつた。この部分の主体については、たとえば『岷江入楚』が「明石方へ源のおはする也見やり給ふも源也」（源氏物語古注釈集成・おうふう）と注するように、光源氏をその主体とするのが穏当のようにみえるが、直下には「はかばかしき家司だ

つ人も見えず」との言辭が続く。「家司だつ人」の「だつ」は、そのように見えるとの意を添える接尾語であり、家司、とくに「はかばかしき家司」は六条院の主人である光源氏が任命するものであるとすれば、源氏が「家司だつ人も見えず」とするのは不自然ではなからうか。「馴れたる下仕ども」の姿がとらえられているのであるから、その距離の遠さによつてはつきりとは確認できなかったともいえない。やはりこの視線には夕霧のそれを考えなくてはなるまい³⁵。とくにこの明石の町は、前の秋好中宮の町と対称的に語られていると思われるが、その時の記述では、源氏に「中宮に、はかばかしき宮司などさぶらひつらむや」との言葉をかけられて中宮の町に向いた夕霧は、やはりそこでも「東の対の南のそばに立ちて、御前の方を見やりたまへば」うていたのであつた。そして、そこには御簾を巻き上げて座っている人々や「若やかなる」女房ばかりが多数見えた（『野分』三二―二六五頁）。夕霧の見た秋好中宮の町には「宮司」の姿は描かれていないものの、華やかで落ち着いた女房たちの有り様を思うと、「宮司」に守られていた秋好中宮の町が本文の空白に容易に想像される語り方である。「はかばかしき宮司」が存在したであろうこの秋の町を前提としているからこそ、明石の町に「はかばかしき家司だつ人」が見えないことが夕霧の視線にとらえられ、秋好中宮の町と同じように今見やつている明石の町に「はかばかしき家司だつ人」が見えないことが認識されるのである。

ここにおいても、この夕霧の視線は六条院秩序に対する「反逆的視線」を含み持つことになる。明石の町に家司が見えないのは、六条院における明石君の立場からすればむしろ当然のあり方であつて、そこそが光源氏が創り上げてきた六条院の秩序でもあつた。しかし、この夕霧の視線はそうした明石君のあり方を顕在化させてしまうものである。この後、明石姫君のもとを訪れて「ことごとしからぬ紙」を求めた夕霧は、差し出された姫君用の料紙に対して最初は「いな、これはかたはらいたし」とためらうものの、「北の殿のおぼえを思ふに、すこしなのめなる心地して」受け取るのであつた（『野分』三二―二七五頁）。

「北の殿のおぼえ」とは姫君の生母である明石君の格づけを指す。その母親の格づけを思うと姫君の料紙を使用するのに格別な配慮はいらないとする思考は、明石君ばかりか后がねである姫君の格づけをも低下させ、姫君の母方の出自の卑しさを暴き出してしまいかねないものである。夕霧の視線は、六条院における明石君の処遇にとどまらず、姫君の後がねとしての資格までも貫く可能性を秘めたものとしてある。そうした事態を恐れたからこそ、明石君は六条院に迎え取られて以来、その北西の町に身を潜めていたのであった。

「少女」巻において完成が語られる六条院は、四季の町に区画されていたのであるが、明石君は冬に彩られた町において、あたかも明石姫君の生母であることを隠すかのように、ひっそりと月日を送る。阿部秋生氏が「源氏の生活を飾る特異な存在として、源氏の生活描写の中に点景的に時折登場するだけである」と指摘され、高橋和夫氏が「玉鬘十帖は、明石一族の活躍の場ではなかった」と述べられているように、六条院移住以後、「藤裏葉」巻における姫君の入内まで、物語は彼女の生活の多くを語ろうとはしない。試みに「玉鬘」巻から「藤裏葉」巻に至るまでの明石君の動静を語る主な場面を追ってみると、年末の源氏からの衣配り（「玉鬘」三一一三〇頁）、子の日における姫君との歌の贈答と源氏の訪問（「初音」三一四〇・一四三〜一四四頁）、姫君に対する絵物語の贈与（「螢」三一〇二頁）、野分の折の源氏の見舞（当該場面）、六条院の薫物合における薫衣香の調合（「梅枝」三一四〇一頁）、姫君の裳着の折の有り様（「梅枝」三一四〇五頁）などがあげられるばかりである。こうした玉鬘十帖における明石君のあり方について鈴木日出男氏は「この点描的な語りようは、六条院における明石の君の客観的な比重からすれば、むしろ当然だともいえよう。ここで明石の君は、徹底した「身のほど」意識によって、自らを微小の存在として封じこめねばならぬ現実の苛酷さに堪えているのである」と指摘される。明石君は「身のほど」意識を抱えて、玉鬘十帖の六条院にひとり身を潜めているのであった。

しかし、明石君にとつては「身のほど」をわきまえることが六条院の秩序のなかで生きる唯一の術であり、それは光源氏の趣向に添いながら生きることであった。野分によって荒らされた竜胆と朝顔は、そのような明石君が「心とどめとりわき植えたまふ」ものであった。あたかも姫君をはぐくむように育てていたその植物も、風によって荒らされてしまった。けれども、それは六条院という広大な世界のなかでは取るに足りないものであり、その残骸は家司によって繕われることはなく、身の回りにいる童によって後始末させるしかなかった。明石君が思う「もののおはれ」とは、六条院世界における我が身に対する慨嘆である。荒れ果てた庭が悲しいのではない。荒らされた庭を前にして思い知った我が「身のほど」が悲しいのである。明石の町における景物と心情の一致とはその結果によってもたらされたものである。明石君は自らの「身のほど」に思いを致しながら「箏の琴をかきまきぐりつつ」端近に座っていたのである。

思えば、明石君は明石から上京した折にも源氏を待ちながら琴をつま弾いていたのであった。

渡りたまはむことは、とかう思したばかりに日ごろ経ぬ。なかなかの思ひつづけられて、捨てし家も恋しうつれづれなれば、かの御形見の琴を掻き鳴らす。をりのいみじう忍びがたければ、人離れたる方にうちとけてすこし弾くに、松風はしたなく響きあひたり。
「松風」二一三九七〜八頁

明石から大堰山荘へと移った明石君に対して、源氏は「とかう思したばかりのほどに」数日を過ごしてしまった。その折、明石君は明石の地で源氏から形見として渡された琴の琴を掻き鳴らす。折しも吹く「松風」がその音と共鳴する趣きであるが、後に源氏と合奏した明石君が「かはらじと契りしことをたのみにて松のひびきに音をそへしかな」（「松風」二一四〇四頁）と歌うことから言っても、ここにはやはり「松」と「待つ」の取り合わせによって、源氏を「待つ女」としての造型がなされているように⁴⁰。

万葉集にのせる額田王の「君待つとわが恋ひをればわが宿のすだれ動かし秋の風吹く」(巻第四・四八八・旺文社文庫)をあげるまでもなく、「人の心が身体から離れず、人の身体と一体だった万葉びとの時代には、風は心を運ぶというよりも人の訪れそのものを誘うもの」であり、風は異郷と此界とをつなぐものであった。そして、三田村雅子氏が「物語の主人公たちがいずれも音楽の名手であるのは、あちら側の世界と交信し、〈風〉をあやつり、〈風〉を制御する能力において、彼らが人並み優れた才能を持つ者とされるからにはほかならない」とされるように、楽器はその風をあやつるものであったのである。琴の音は風をよび、そして人をいざなう。琴をつま弾く明石君の姿は、風をよび源氏を招く所作をあらわしていたのであった。

野分に荒らされた庭を前にして明石君は箏の琴を掻きまきぐる。三田村氏は、「野分」巻の冒頭にある「八月は故前坊の御忌月なれば」「野分」三―二五五頁」という表現に着目して、「一見何の関係もなさそうな野分巻さえ、「八月は故前坊の御忌月なれば」と語り起こされることによつて、六条院の土霊・家霊ともいべき前坊と六条御息所の霊の発動としての荒みであるという印象を強めている」と述べられ、「野分」巻の野分に前坊や六条御息所の霊の発動を示唆される⁴³。その霊の発動をも明石君の琴が招いているとまではいえまいが、しかし、野分が吹き荒れた明石町で、ひとり箏の琴をつまびく彼女の姿には、人々から排除され忘れられた故前坊と六条御息所の姿が奇妙に重なる。忘れられ、放置される者たちが抱く情念は、いつの日か、この六条院をその根幹からゆさぶることになるのではないか、そうした予感を明石君の姿はたたえているのである。

寂寥のうちに沈む明石君を源氏は先払いの声をさせながら訪れる。明石君にとつて、それは待ちわびた訪れではあった。しかし、「御前駆追ふ声」に対して自身の「身のほど」を思慮する明石君は「小桂ひきおとして、けぢめ見せ」る。隨身に守られながら泰然と歩を進める源氏と、家司もみえない明石の町で居ずまいをただす明石君——。それ

が六条院の秩序であった。源氏は明石君と親しく語らうことはなく、風の見舞いを述べるだけで「つれなく」この町をあとするのであった。

わずかな時間のうちに立ち去っていく源氏の後ろ姿に対して、明石君は「心やましげ」に思わずにはいられない。「心やまし」とは「自分より優越していると認めた相手に対して感じる劣等意識や、敗北感をこらえている不愉快な感情」(岩波古語辞典)を示す。明石君は、源氏の態度を当然のものとしながらも、ふたたび「劣等意識」、自らの「身のほど」意識のなかに沈思するほかはない。

おほかたに荻の葉すぐる風の音もうき身ひとつにしむ心地してこの「荻」にも「招き」のひびきが感知できる⁴⁴。明石君は風である源氏を招いたのであったが、源氏は明石君のもとにとどまることなく通り過ぎていく。源氏の態度を明石君は「風の音もうき身ひとつにしむ心地して」感受するのであった。他のものにとっては通り過ぎていく風がこの時の明石君にとっては「うき身ひとつにしむ」ものとして感じられている。犬飼公之氏は、平安朝以後には多出する「身にしむ」という表現が、万葉集には恋に死ぬ女の歌以外にはほとんど見られないことを指摘したうえで、「身にしむ」という表現は「身体感覚をゆする悲しさや寂しさや辛さ」を示すとされるが、この日の野分の風は明石君の「うき身」にしみいり、自らの「身のほど」をいたいほど感じさせるものであったのである。

明石の町に吹く野分は明石君の身にしみいる。家司たちも見えず、手づから植えた竜胆や朝顔さえも吹き飛ばされた明石の町で、守られるものを何も持たぬ明石君はとおり過ぎる風に晒されながらひとり憂き身を見つめているのであった。

注

1 「平家物語」(考へるヒント)新訂小林秀雄全集二、新潮社、昭和五四年。

- 2 本文の引用は、小学館刊日本古典文学全集に拠り、巻名、巻数、頁数を附した。
- 3 玉上琢弥氏は「たまふ」は尊敬。明石御方には普通、敬語が使われない。しかし、この場合、御方が植えた草を手にする童の、主人を尊敬する気持ちが入れられたのか。あるいは、この邸を新築する時、とくに源氏が命じて植えたのか。しかし、それなら「植ゑさせたまふ」とあるべきである（『源氏物語評釈』五一四七二頁）として、やや疑念を呈しているが、明石君自身が植えたものと考ええる。
- 4 新編全集三一二七七頁、頭注。
- 5 全集三一二六九頁、頭注。
- 6 現代注釈は「頼みになる執事らしい人も見えず、物馴れた下女達が」（朝日全書）、「昨夜の風に荒された庭には、しっかりと家司のような男（人）なども見られず、物馴れた下仕えの女房など、そんな者が」（岩波旧大系）、「しっかりと家司のような者の姿も見えず。「家司」は、貴族の家政をつかさどる者」（新潮集成）、「親王・摂関・大臣・その他の貴族の家務をつかさどる者。明石の君の所に家司がないのではなく、この場面に姿が見えないのであろう」（小学館全集）、「明石の君方にも家司がいるはず。この場には居合せない」（小学館完訳）、「この場面に家司の姿が見えないだけなのであろう」（小学館新全集）などとする。
- 7 へへ内は本註細字。以下同じ。
- 8 岩橋小弥太氏「宅司考」（『上代官職制度の研究』吉川弘文館、昭和三七年）。
- 9 岩波日本思想大系『律令』二〇七頁、補注b。
- 10 森公章氏「長屋王家木簡の基礎的研究」（吉川弘文館、平成一二年）。
- 11 村井康彦氏「平安貴族の世界」上（徳間文庫、昭和六一年）。
- 12 渡辺直彦氏「藤原実資家「家司」の研究」（『日本古代官位制度の基礎的研究 増補版』吉川弘文館、昭和五三年）。
- 13 「権勢家の家政」（『平安王朝の政治と制度』吉川弘文館、平成三年）。
- 14 村井康彦氏前掲書。
- 15 「封建的主従制の源流に関する一試論―撰関家家司について―」（安田元久氏編『初期封建制の研究』吉川弘文館、昭和三九年）。
- 16 ただし、柴田房子氏は「その寄進した土地の庄務権が頼通期から忠実期にかけて次第に撰関家に吸収され、逆に家司は庄園所職を撰関家から給付される立場に転落したのである。つまり、経済的に撰関家に寄生することになったといえよう。その結果、家政職員化したと考えられる」と述べられ、頼通期における家司受領の変容を説かれる（『家司受領』（『史窓』二八、昭和四五年三月）。
- 17 黒板伸夫氏「家政組織」（山中裕氏編『源氏物語を説む』吉川弘文館、平成五年）。
- 18 大饗亮氏「封建的主従制成立史研究」（風間書房、昭和四二年）。
- 19 柳井滋氏「源氏の供人―主従関係の一面―」（『源氏物語の思想と表現 研究と資料』古代文学論叢一、武蔵野書院、平成元年）。
- 20 竹内正彦「海に入らぬ女―明石入道の遺言と明石君―」（『國學院雑誌』九一―四、平成二年四月）、同「近江君の賽の目―若菜下―」巻の住吉参詣における明石尼君をめぐる（『中古文学』創立三〇周年記念臨時増刊号、平成九年三月）。
- 21 柳井滋氏前掲論文。
- 22 渡辺直彦氏前掲論文。
- 23 「平安朝の家と女性―北政所の成立―」（平凡社、平成九年）。
- 24 「家司を望む」という表現は、おそらくはその身分格差によっていわれる表現であろうが、家司の実態的なあり方を考えると、その言辞には政治的経済的な野心がにじむ。
- 25 全集一―三八九頁、頭注。
- 26 新編全集『大鏡』三〇二頁、頭注。
- 27 「紫上の妻の座」（『源氏物語の精神史研究』桜楓社、平成五年）。
- 28 この記事に関して玉上琢弥氏は「豊後の介も」とあるから、他にも幾人か家司がいるのだが、その中に立ちまじつての彼の得意思いうべしである。おそらくほかの家司は、多年源氏に阿諛し、末摘花や大井にも御用を奉仕し、いつかの機会を待ち望んでいた地方長官でもあるであろう。それらの中から御目にとまったのが、今度あらたに増員された東の御方の西の対の家司に任じられたのである。そこに豊後の介が加わったのである」とされる（『源氏物語評釈』五一―三七頁）。
- 29 竹内正彦「近江君の賽の目―若菜下―」巻の住吉参詣における明石尼

- 君をめぐる——〔中古文学〕創立三〇周年記念臨時増刊号、平成九年三月。
- 30 「北の政所」について、たとえば『河海抄』は「今時執政の室家を北政所と号す是は已院号以後也但日来執政の時北政所別当を、かれしをいまもうちたえ院中の義をふるまひ給はぬによりてものごとくにてをかれたる歟院号の、ちも猶おと」といへり此心歟但紫上うるはしく本体のよしはみえざるにや寝殿をもさるやうありてふたけ給はずと見えたり然者北政所の号如何猶可加了見」（角川書店）と注して「北の政所」を正妻の意にとつて疑念を呈しているが、ここは
- 31 「北の対にある政所」の意と考えてよからう。
- 松井健児氏「贈与と饗宴」（『源氏物語の生活世界』翰林書房、平成一二年）。
- 32 服藤早苗氏前掲書。
- 33 「野分」の後—源氏物語第二部への始動」（『源氏物語の原点』明治書院、昭和五年）。
- 34 高橋亨氏「可能態の物語の構造—六条院物語の反世界—」（『源氏物語の対位法』東大出版会、昭和五七年）。
- 35 助川幸逸郎氏は、明石の町における夕霧の視線の不在を重視される（『野分巻の季節の〈すれ〉をめぐる』『中古文学論攷』一五、平成六年一二月）が、完訳脚注は、当該場面全体の評として「ここでは随行者夕霧の目も加えられる点に注意」（五—七九頁）としている。たとえば、新編全集頭注は「同じ野分の翌朝ながら、秋好中宮のそれが明るく優艶であり、明石の君方は身の上にふさわしく憂愁の趣が深い」（三—二七頁）とする。
- 37 「明石の君の物語の構造」（『源氏物語研究序説』東大出版、昭和三四年）。
- 38 「明石一族の物語」（『源氏物語』の創作過程』右文書院、平成四年）。
- 39 「光源氏の女君たち」（『源氏物語とその影響 研究と資料』古代文学論叢六、武蔵野書院、昭和五三年）。
- 40 小山清文氏「明石物語とへまつ—官旨の娘と中将の君をめぐる——」（『武蔵野女子大学紀要』二六、平成三年二月）。なお、ほかに明石一族と「松」とのかかわりを論じたものに小林正明氏「源氏物語」
- 41 王権聖樹解体論—樹下美人からリゾームへ—」（『新物語研究 源氏物語を〈読む〉』若草書房、平成八年）、竹内正彦「袖ひく姫松—明石母子の別離をめぐる——」（『王朝文学史稿』二二、平成八年三月）などがある。
- 42 保坂達雄氏「風の歌」（『言語』平成四年一二月）。
- 43 「風の圏域—異界の風・異界の響き—」（『源氏物語 感覚の論理』有精堂、平成八年）。
- 44 三田村雅子氏前掲論文。
- 45 完訳脚注は「荻の葉」は明石の君、「招ぎ」もひびくか」（五—七八頁）とする。
- 「身にしむ風」（『いずみ通信』一九、平成八年三月）。